

「環境権」確立に向 け大きな基礎

ルポライター
滝川康治

権力に屈しない住民育て 公害・災害対策で進展も

数カ月後には一転して四億七千万円の補償金で漁業権放棄を可決してしまう。が、佐々木さんは同漁協でただ一人、補償金を受け取らずに一貫して「火発反対」を主張してきた。

「海を守ることが環境権だった」と話す、有珠の漁師・鳴海元了さん

否の攻防 虹田由ての田長より
どを経て、七三年六月には機
入して強行着工がなされ、公
数のけが人や逮捕者が出来る
た。その後も、小型港湾の開
室蘭へ発電所間のパイプライン
どで住民の抵抗が続いた。

住民たちの生活を手に置い

「海藻の根元に産卵するハタハタにとつて、岩場が多いこのあたりは安全地帯なのに、まるきり捕れなくなつた。」
水の影響を感じ取つてゐる。

卷之三

（温排水による水温の変化で代わりにカタクチイワシの幼魚のような小魚が集まってきた）（佐々木さん）

1996.3.

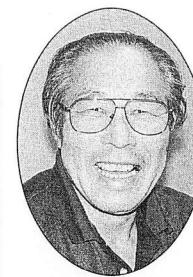


(上)環境権裁判の敗訴を報じた記事 (下)伊達市長和の田園地帯に建つ火力発電所。23年前、機動隊に守られて強行着工が行なわれた。

漁師の三代目として子どものころか

8

A map of northern Japan showing the location of the 噴火灣 (Kunashir Bay). The bay is labeled "噴火湾" at the bottom center. Three cities are marked: 札幌市 (Sapporo City) in the top right, 伊達市 (Itabashi City) in the middle right, and 室蘭市 (Otaru City) below it. The map uses hatching to distinguish different regions.



漁業補償金を受け
一貫して反対して
本引き受け

失敗だつた“電気アワビ”

緒に同センターを訪れてみた。「アワビを探りにきたよ」と佐々木さんが冗談っぽく言うと、「一匹もいないよ」と瞬員が応じる。水槽に目をやると、養されてているのはウニやマツカワ、ソノで、アワビの姿はない。

ている。電源三法交付金による漁業振興の目玉事業として、発電所の温排水を利用して魚貝類を育てる目的で造られた施設である。一九八〇年前後の操業当初は、クルマエビやアワビを養殖する施設、との触れ込みだった。

員が応じる。水槽に目をやると、養殖されているのはウニやマツカワ、ソノマで、アワビの姿はない。

の中みんな狂つて。農業を知りもない役人や学者は出しゃばるな。『安ければいい』と思つてはいる消費者も農業をぶしをやつてる。俺は死ぬまで地力

八〇年十月 札幌地裁は伊達火発の事前差し止めをめぐつて争っていた環境権裁判で、原告住民側の全面敗訴の判決を下した。建設および操業差し止めの請求は棄却され、環境権を否定し、脱硫装置の設置や発電所内への立ち入り調査をも認めないと、ひどい判決だつた。

いつたん環境を破壊されてからでは失われた自然や健康を取り戻すことは不可能に近い。そのため、環境破壊を未然に防ぐための法理論として全国各地の住民運動のなかで考えだされ、七〇年代初めに弁護士有志が提唱していだのが「環境権」だ。「住民が健康で安全かつ快適な生活をするため、よりよい環境を享受する権利」で、今の時代なら、頭の固い役人を除いて、多くの人に理解を得られる法理論と言つていだらう。この法理論を楯に八年あま

環境権から派生した条例を

りにわたる裁判闘争を展開した。

「いま考へると、二十年以上も前にこの裁判をやつたのは、大それたこと。当時は裁判に期待していた面があり、火発反対なら何でもやろう、という雰囲気だった。我々に先見の明があった」というより、環境権を確立できなかつたのが残念だ』(斎藤さん)

九四年十月、連絡会主催のシンポに招かれた淡路賄久さん(立教大学法学部教授)は、伊達判決後の流れについてこう指摘し、住民たちの努力にエールを送つた。

全国各地の火発公害の現場に足を運んで実態調査を行ない、手弁当の裁判を続けた當みは、環境保全の確かな礎となつたのである。

反対運動や低い稼働率もあって、操業後の伊達火発は深刻な大気汚染を引き起ことなく、パイプラインも表立つた事故はこれまでにない。今では火発のことが市民の話題にのぼることもほんんどないが、現代版『伊達騒動』は、権力に屈しないたかなる住民を育て、人々の環境問題に対する意識を高めたことだけは確かである。

増進のために頑張るだけだ』

と言い切る上野さんのなかに、一次産業を公害から守ろうと走り回つた、

火発反対のエネルギーが脈打つ。

た。シンボルを掲げたことは無駄ではなかつた。重油のイオウ分など公害防止協定の数値が厳しくなつたし、被害の立証責任の転換も裁判所で認められていつた。その後の琵琶湖訴訟や原発訴訟、長良川河口埋差し止め訴訟などでも環境権を掲げて争つた』

環境基本法にも第三条で環境権に近い文言を入れて、事実上認めている。

川崎市の環境基本条例には、環境権を認める規定をおいた。環境権の議論は着実に浸透しており、正当な地位を与えられつつある』

「自治体に自然環境を保全させるためには、環境権の確立が不可欠。かつて環境権裁判のなかでアセスメントが論議された結果、重油のイオウ分が当初の二・四%から〇・四%にまで減つたことを思い起こす必要がある。基本条例は環境権から派生したものであることが大切だ』

こう言つて、「子孫に残す自然環境や『環境権』の文言が入つた、中身の濃い基本条例の制定を求めていく活動の構想を、仲間たちと練り始めた。

訴以来、強行着工と判決の日を忘れないために年二回、ずっと集会やシンポジウムを続けてきている。胆振西部連絡会では敗訴したし、裁判所は圧倒される感じで待つてくれた。陳述書が書けずに苦労したし、裁判所は圧倒される感じで敗訴後も、住民たちは環境権の確立を訴えてきた。胆振西部連絡会では敗訴以来、強行着工と判決の日を忘れないために年二回、ずっと集会やシンポジウムを続けてきている。伊達の裁判を通して、環境権が全国

北電や道、通産省を相手にさまざまな異議申立てを試みた斎藤さんだが、市の環境行政に対しては、スタッフがそろついていないことを熟知していたので、発言を手控えてきた。が、ここにきて考え方を変えつある。

斎藤さんたちは五年ほど前、「環境守る会」を結成して、市内のゴルフ場問題などに取り組んできた。会員は三十人ほどで、今年は伊達市の環境基本条例づくりに取り組む、という。

斎藤さんたちは五年ほど前、「環境守る会」を結成して、市内のゴルフ場問題などに取り組んできた。会員は三十人ほどで、今年は伊達市の環境基本条例づくりに取り組む、という。